

随意契約理由書

1 案件名称

城北環境事業センター排水処理設備粗目除塵機修繕

2 契約の相手方

オルガノプラントサービス（株）

3 随意契約理由

今回、城北環境事業センター排水処理設備の粗目除塵機の従動軸廻り及びキャリングチェーンが経年劣化により破損し運転出来ない状況となったため修繕を行うものである。

城北環境事業センター排水処理設備はオルガノプラントサービス（株）が設計、製造及び設置を行ったものである。粗目除塵機の修繕については製造者独自の技術により本設備を製造している事から製造者以外では整備技術面の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から、既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること。また、修繕後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証が出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせる事が出来るのはオルガノプラントサービス(株)のみである。

上記の理由により、オルガノプラントサービス(株)と特名随意契約を行なう。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課(電話番号06-6630-3238)

施工担当部署

環境局 総務部 施設管理課(電話番号06-6630-3374)

随意契約理由書

1 案件名称

此花屋内プール コージェネレーションシステム排ガス熱交換器取替修繕

2 契約相手方

大阪瓦斯株式会社

3 特名契約理由

此花屋内プールにおいては、大阪瓦斯(株)が開発したコージェネレーション設備機器を導入し発電及び温水利用を行っている。

今回コージェネレーションシステム排ガス熱交換器が経年劣化により破孔し、コージェネレーションシステムの運転ができなくなったため排ガス熱交換器の取替修繕が必要となった。

排ガス熱交換器の取替修繕については、製造者独自の技術により本設備を製造している事から製造者以外では整備技術面の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から、既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること。また、修繕後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証が出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせる事が出来るのは大阪瓦斯(株)のみである。

上記理由により大阪瓦斯(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3364)